

総政－1 知っていますか？ 道の「苦情審査委員」制度

- 道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。
- 皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。
- 皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。
- 審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。
- もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

①苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か各総合振興局（振興局）の『道政相談室』。

②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。

→道トップページの「総合案内」の

道政相談等の窓口

→「2 苦情審査委員の窓口」の

道政に関する苦情申立ては、北海道苦情審査委員へ

→ 4 苦情申立てについて(申立書はこちら)

④申立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。

また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

⑤問い合わせ先

- ・北海道総合政策部知事室道政相談センター
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5523（直通）
FAX 011-241-8181
メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
- ・各総合振興局（振興局）総務課

総政－２ 毎月勤労統計調査にご回答ください

この調査は、労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的に実施しています。

調査の結果は、景気の動向を判断するための指標となっており、労働や経済に関わる行政上の資料や、民間企業が労働条件を定める際の資料としても重要な役割を果たしています。

調査は、全道の常用労働者が5人以上の事業所の中から約1,200事業所を対象に実施しており、毎月末現在の事業内容、常用労働者数、出勤日数、労働時間数、現金給与額などを調べています。

対象となった事業所につきましては、調査の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

なお、調査の内容は、統計以外の目的に使用されることはありません。

【お問い合わせ先】

北海道総合政策部情報統計局

統計課労働統計グループ

電話 011-204-5146 (直通)

FAX 011-232-8012

総政一3 統計調査（経常4調査）にご回答をお願いいたします

国民の生活にあった、よりよい社会を実現するため、総務省統計局・北海道では、次の統計調査を定期的に行っています。

- ◆ 労働力調査（毎月実施、対象は世帯）
就業状況や完全失業率など「雇用」を明らかにする調査です。
全国約40,000世帯を対象に調査しており、道内では、32市61町4村で実施しています。
- ◆ 家計調査（毎月実施、対象は世帯）
世帯の収入・支出など「家計収支」を明らかにする調査です。
全国約9,000世帯を対象に調査しており、道内では、9市1町で実施しています。
- ◆ 小売物価統計調査（毎月実施、対象は店舗・事務所、世帯、宿泊施設）
商品の小売価格やサービスの料金など「消費者物価」を明らかにする調査です。
約500品目、約700銘柄の価格・料金を調査しており、道内では、9市2町で実施しています。
- ◆ 個人企業経済調査（四半期ごとに実施、対象は個人経営の事業所）
個人経営の事業所の「経営の実態」を明らかにする調査です。
全国約4,000事業所を対象に調査しており、道内では、6市1町で実施しています。

※ 皆様の個人情報は厳重に保護されます。

「統計法」で統計調査員には、厳格な守秘義務が課せられていますので、調査の内容が漏れるようなことはありません。

【お問い合わせ先】

北海道総合政策部情報統計局

統計課企画情報グループ

電話011-204-5143(直通)

FAX 011-232-8012